

北東アジアの安全保障環境 と非核兵器地帯

～安全保障ジレンマの悪循環を超えるために～

湯浅 一郎(ピースデポ)

ピースデポ(平和の倉庫)1998年

- ・市民の手による、
平和のためのシンクタンク
- ・軍事力によらない安全保障体制の構築をめざす。

・ **一次資料にもとづく
情報の発信源。**

- ・ 『核兵器・核実験モニター』
隔週
- ・ 『核軍縮・平和13』刊行



北東アジア非核兵器地帯の2つの側面

- 1) グローバルな非核化へ地域から貢献
- 2) **地域の安全保障環境を改善する
平和の枠組み**作りの一環。

1) 安倍政権の軍事優先の 安全保障政策を超えるために

- ・ 14年7月1日、政府は、集団的自衛権行使容認の閣議決定。**自国が攻撃されてもいないのに、同盟国への攻撃に対処する**ということは、**専守防衛の放棄**に他ならない。
- ・ 安倍政権が**国家安全保障戦略**(13年12月17日)を策定し、中国や北朝鮮の軍事的な動きから「**安全保障環境の悪化**」を口実に、積極的平和主義の名で推進する**軍事優先路線**の一つの現れ。
- ・ **安全保障環境は好転するのか?**が問題

2) 北東アジアで続く 冷戦思考と安全保障ジレンマ

- ・米ソ冷戦の終結から24年の今も、北東アジアは冷戦構造が保持されたまま。
- ・安全保障ジレンマというべき構造が継続している。



北朝鮮(DPRK)の衛星発射をめぐる悪循環

- * 2012.12.12 北朝鮮が人工衛星発射(成功)。
- 2013.1.22 国連安保理が強硬な制裁決議
- 2.12 DPRK、3回目核実験
- 3.1 米韓合同演習「フォール・イーグル」開始
- 3.8 国連安保理、さらなる制裁決議
- 3.11 米韓指揮・実動軍事演習キー・リゾルブ開始
DPRKは、「休戦協定の白紙化と南北不可侵合意の破棄」を宣言。
- 3.31 DPRKは、国民戦時状況の宣言

北東アジアに保持される 安全保障ジレンマの悪循環

- ・自らの安全保障が、他者の安全を侵害する。
- ・相互の不信が、核軍拡競争を生み出し、さらに不信と憎悪を増幅するという悪循環。そのくり返しの先の未来は？ 終わりが見えない対立が延々と続く。
- ・いかにして、この悪循環を終わらせるのか？
= 政府の責任

- 安倍政権の安保防衛政策は、安全保障ジレンマを**拡大**させるだけ。**逆効果**。
- 必要なことは？ ~ 軍事同盟の強化ではない。
- 「安全保障ジレンマ」の悪循環から抜け出す**包括的な方向性を打ち出すこと = 共通の課題**。
- 糸口 ~ **朝鮮戦争の休戦協定を平和協定に変え、朝鮮半島の分断をなくすこと**。
- 多国間の協調による**北東アジア非核兵器地帯の形成**を打ち出すことなど。対話と協調により**包括的な北東アジアの平和の仕組みづくりへ**一步を踏み出すことである。

3) 『共通の安全保障』

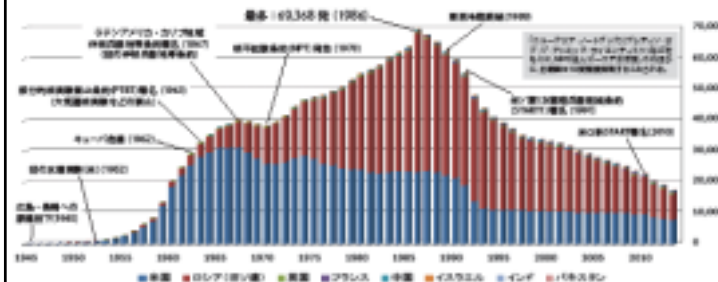
(Common Security) による平和の枠組みへ
パルメ委員会 (1982)

- **すべての国は安全への正当な権利を有する。**
- 軍事力は、国家間の紛争を解決する正当な道具ではない。
- 国の政策を表明する時は自制が肝要。**安全保障は軍事的優位によっては達成されない。**

欧州における「共通の安全保障」の追究
米ソ冷戦の終結からOSCEへ

- 1987年 レイキャビク会議(米ソ)
- 1989年 ベルリンの壁、崩壊
- 1995年 **欧州安全保障協力機構(OSCE)**という**地域的安全保障機構**—冷戦終結後の欧州ではもはや大規模な戦争は考えられない。
- **北東アジア**では、そうならなかった…。

地球上の核弾頭数の変遷
—米ソ冷戦の中で、急増—



北東アジアにおける「共通の安全保障」の追究

4) 手がかりとしての 北東アジア非核兵器地帯

- 一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を作り出すことを目的とした国際法的な制度。

非核兵器地帯の要件

地帯内では、核兵器の開発、製造、取得の禁止など

核兵器保有国は、地帯内国家へ核による攻撃や威嚇をしない(消極的安全保証)

核兵器に依存しないで地域的な安全を保障していこうとする意志を条約として確定。

b) 日韓政府は？

- 過去に日韓政府として北東アジア非核兵器地帯を意思表示したことはない。
- *唯一の例外； 岡田克哉外相(当時)の国会答弁(12.4.5参議院予算委員会)
- 「これは(北東アジア非核兵器地帯) ぜひ実現したいと思います。」
「これは(北東アジア非核兵器地帯)、核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だと思っております。」

例；国連総会日本決議(2013年) 主文14

- 「地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励する」
- 一般的に非核兵器地帯は支持するが、北東アジアに一言も触れないことが一貫して継続。

* 日韓両政府の現状認識:

- 北朝鮮の核兵器保有の主張及び、北東アジアの軍事的緊張を理由に、米国との軍事同盟を保持し、米国の核の傘に依存する政策に固執。
- 「北東アジアにおいては非核地帯実現のための現実的な環境はいまだ整っていない。我が国としては、北東アジアの安全保障環境改善のため、**まずは北朝鮮による核放棄の実現に向け引き続き努力をする**」

NGOが様々な提案; ピースデポ「3 + 3」構想

3つの非核兵器国による
非核兵器の誓約

日本
南韓・北朝鮮、原子力基本法
北朝鮮
朝鮮半島非核化共同宣言
(1991.1.24)

3つの核兵器国による
法的拘束力のある
消極的安全保証

日本・韓国・北朝鮮の3か国が非核兵器地帯をつくり、残りの核兵器国(アメリカ、ロシア、中国)が、核兵器による攻撃も威嚇もしないことを約束する(積極的安全保証)という案。「3+3」案はピースデポなどの民間団体が提唱し、早期話し合い、日本非核宣言や中国非核宣言も支持しています。

編 著 丸山 謙一

2. 世界に広がる非核の傘

【1】副題: 世界の非核兵器地帯

地球の南半分は非核兵器地帯
= 非核の傘の下に
~ 地域に核のない状態をつくりだす

- 1 南極地域
- 2 ナンシオン・アメリカ合衆国及びオーストラリアに広がる非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)
- 3 南太平洋非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)
- 4 東南アジア非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)
- 5 アフリカ非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)
- 6 中東非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)
- 7 モンゴル非核兵器地帯 (1970年10月25日条約)

1-7はすべて非核兵器地帯。7は核兵器保有国と非核兵器国との間に位置している。

米元高官モートン・ハルペリンの 「北東アジアの平和と安全に関 する包括的な条約」案

- 朝鮮半島における戦争状態を終結させる
- 6か国協議を母体に「常設の安全保障協議体」
- 相互に敵視しないことを宣言する。
- 核及び他のエネルギーに関する相互支援
- 単独での制裁の禁止
- 非核兵器地帯の設置

5) 新たな状況
国連軍縮諮問委員会の作業報告
(2013.7.26)

「国連事務総長は、北東アジア非核兵器
地帯の設立に向けた適切な行動につい
て検討すべきである」と勧告

13.9.26 国連総会ハイレベル会合での

モンゴル大統領演説；

「NEA-NWFZを支持する用意がある。」

4回目の不使用声明に日本が賛同
13.10.21国連第1委員会

・ 1回目；「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」
16か国「核兵器の不使用声明」12年5月、
「核兵器がいかなる状況下においても使用され
ないことに人類の生存がかかっている」

核兵器の不使用を強く求める声明（不使用声明
呼ぶ）。

・ 4回目、「核兵器の人道的影響に関する共同声明」
ニュージーランド125か国。
(1 6 3 5 8 0 1 2 5)

日本は核抑止論から抜け出すべき
もっとも具体的方法は非核兵器地帯

「核兵器は、いかなる状況下においても決して
再び使用されてはならない」に賛同した。

「不使用声明」への賛同という決断は、大きな飛躍への可能性を秘めている。

「米国の核兵器に依存した非核兵器国」日本が、核兵器に依存しない政策を採る方法
は？ 北東アジア非核兵器地帯をつくることを政府として宣言し、提案。

b) 市民社会の役割；
日韓の連携を多層的に構築、
各国政府に求めていく

・住民の生命と安全を守ることを第1と
する非核宣言自治体のネットワーク（
日本非核宣言自治体協議会、平和
市長会議）と連携し、ともに歩む。

・冷戦終結から4半世紀の今、いかにして
冷戦から抜け出すのか？
北東アジア非核兵器地帯を柱とした
包括的な平和構想をつくろう
という世論を！

・これは、日本が、憲法9条を生かした政策
を具体的に追求することを意味する。

おのずから安倍政権の安保政策の不当
性とこっけいさが浮き彫りになる。